

第3回 定例教育委員会議事録		日 時 : 令和2年3月25日(水)	
		場 所 : 菱刈庁舎3階中会議室	
開会、閉会に関する事項		10時00分 開会 11時48分 閉会	
	教育長 森 和 範 教育委員 永 野 治 教育委員 長 野 則 夫 教育委員 久保田 悦 子 教育委員 長 野 吉 泰	議場に出席した者の氏名	総務課長 万 膳 正 見 学校教育課長 松 元 浩 幸 社会教育課長 橋 本 欣 也 スポーツ推進課長 田 中 健 一 学校給食センター所長 丸 目 良 平 書記 浅 山 典 久 書記 中 原 百 恵
議事日程	別紙のとおり		
審 議 状 況			
(森教育長) ただいまから令和2年第3回定例教育委員会を開会します。 (浅山係長) 姿勢を正して下さい。一同礼。 (森教育長) 「令和2年第2回定例教育委員会議事録の承認」を議題とします。事務局より報告をお願いします。 (浅山係長) 令和2年第2回定例教育委員会議事録について報告(別紙「概要報告書」により報告) (森教育長) ただいま事務局より前回の議事録の報告がありました。ご質問等ないでしょうか。 (全員) ありません。 (森教育長) 報告のとおり、承認してよろしいでしょうか。 (全員) はい。 (森教育長) 令和2年第2回定例教育委員会議事録については、承認いたしました。 続きまして、教育長及び委員の報告に移ります。 教育長報告については、お手元の2月25日から3月24日までの教育長諸般の報告をもとに説明します。 (別紙「諸般の報告」により日を追って報告) (森教育長) 続きまして、委員の皆様方からのご報告をお願いしたいと思います。まず、永野委員お願いいたします。 (永野委員)			

今回は、欠席が多くてほとんどありませんが、本城小学校の卒業式に行っていました。出席者の中にPTA会長もいました。校長先生の話によると、6年生の保護者ということもあって、PTA会長のあいさつをいただいたということで、6年生の保護者でなかったら、PTA会長のあいさつもなかったということでした。卒業生は10名でしたが、先生方と保護者の方ほとんどがマスクをしていらっしゃいましたが、子どもたちは、校長先生が「最後の卒業式は、マスクなしでいこう。」ということで、マスクをしておりませんでした。校長先生もマスクをしていなかったのも、私もしないで参加をいたしました。やはり、来賓や在校生がいないと、寂しいといえますが、空間がありすぎてちょっといつもと風景が違うなという感じがしましたが、おごそかで、引き締まったいい卒業式であったと思いました。私的に思いましたが、本城小学校の子どもたちはみんなスマートで、闊達な子どもが多かったなという印象で、卒業証書授与の時に一人一人壇上で、中学校に進学する思いを自分の声で話して降段するところが非常に良かったなと思いました。

以上でございます。

(教育長)

はい。ありがとうございます。では、長野則夫委員をお願いします。

(長野則夫委員)

はい。改めまして、11月から2月まで定例教育委員会に欠席して申し訳ございませんでした。お詫び申し上げます。

なかなか、色んな行事等に参加できなかったのですが、先日は、羽月西小学校の卒業式に参加してきました。3名の卒業生でしたが、今、永野委員が言われたように、来賓は全然なくて、PTA会長と私と校長先生の話すべたぐらいで寂しい感じもありましたが、一番気がついたのが、私もこれまで色んな小学校の卒業式、入学式を見てまわりましたが、羽月西小学校の花が一番きれいだと感じました。学校校務員の先生がものすごく手入れ等を丁寧にされているということで、外も綺麗に整備が行き届いて、花が卒業生を送り出してくれたようなほのぼのとした感じでありました。それと、羽月西小学校に久しぶりに行きましたが、なんか雰囲気が違うなと思ったのが、校舎の外壁の色を塗り替えたみたいで、ものすごく山の中からパッと明るいピンク色が映えていまして、校長先生に「何で、ピンク何ですか。」とお聞きしたら、「駅伝もそうですが、ピンクが伊佐市のカラーなので、思いっきり、ピンクにしてみました。」ということで、非常にいいなとPTA会長とか、校長先生に褒め言葉を申しあげることでした。

以上でございます。

(教育長)

はい。ありがとうございます。では、久保田委員をお願いします。

(久保田委員)

はい。私は、曾木小学校の卒業式に行っていました。校長先生が「うちは児童数が少ないので、1年生から6年生まで出席して、通常どおりの卒業式に近いような状態で送りたい。」ということで、市長部局側のメッセージは、後ろの方に掲示がしてありました。また、「体育館の2階は開けっ放しにしてあるので、少々寒いですが。」と言われましたが、そこまで寒くはなかったのです。卒業生が7名で、市長からのメッセージ以外は、保護者代表のあいさつや児童のお別れの言葉もありまして、1時間あまりでしたが、通常どおりの卒業式ができ、校長先生もすごく喜んでいらっしゃいました。証書を渡すときも7名なので、最後に渡すときは一人一人名前を呼んで「おめでとう。」と校長先生から声かけをしてもらったり、児童の方も自分たちが中学生になるのに向けて、小学校の思い出とかを俳句にしたみたいで、それを2回読んで堂々として、中学校にいても少ないながらもみんな大丈夫そうだなと思って見届けたところでした。あとは、式辞と保護者代表のあいさつのなかに、校長先生の配慮だと思えますが、教育委員会から教育委員が出席するというので、こういう大変な時に久保田委員が来てくださってという言葉が言われまして、すごく気遣いをされる校長先生だと感じて、そのようなことはなかなかないので、ありがたかったです。

はい。以上です。

(教育長)

はい。ありがとうございました。では、長野吉泰委員お願いします。

(長野吉泰委員)

はい。私は、PTA会長で6年生の保護者ということで、地元の山野小学校の卒業式に行かしてもらいました。今年の6年生13名、先生がすごく一生懸命して下さる方で、まず式の前に思い出のビデオを見せてもらって、卒業証書授与のときに、一人一人モニターで顔と、作った俳句を出していただいたという形で、保護者もすごく喜んで写真を撮られたりしていました。式に関しては、校長先生と私の祝辞だけで、歌は歌わずにテープを流すということでした。それと、私の場合子どもが4人いますので、一番上の高校生は3月2日から、小・中学校が3月5日から休みということで、ずっと家におりましたが、最初の何日かはいいですが、さすがに家にずっといると、朝起きるのもだんだん遅くなり、ダラダラと朝からテレビやビデオを見たりだったのですが、山野小学校に関しては、人数が少ないということもあると思いますが、毎日先生が各家庭をまわっていただいて、課題を出して、課題がちゃんとできているかみてくださるということをしていただきました。

以上です。

(教育長)

はい。ありがとうございました。

私も、大口東小学校の卒業式に参加しまして、校歌を初めて聞きました。歌詞は昔風の言葉もありものすごく難しいですし、曲も勇ましく行進曲みたいでした。非常にいい校歌でした。

はい。ありがとうございました。

それでは、議事に進みます。

今回は、報告事項が1件、付議事件が8件ございます。

まず、報告第6号「伊佐市立幼稚園副食費助成実施要綱の制定について」事務局より説明をお願いいたします。

(万膳課長)

はい。説明に入ります前に、訂正がございましたので、申し訳ございません。

1ページの目次をご覧ください。

先ほど、浅山係長の報告でございましたように、臨時教育委員会がこの間にございましたので、臨時教育委員会付議事件の議案として、議案第3号としていました。そういうことで、今回の付議事件の議案3号が議案第4号となり、それぞれ1号ずつ繰り下げ、最後の議案第10号が議案第11号となります。申し訳ございません。訂正をよろしく申し上げます。

それでは、改めまして報告第6号「伊佐市立幼稚園副食費助成実施要綱の制定について」を説明いたします。

定例会資料は、3ページからになります。

本件につきましては「伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則第24条第1項」の規定により臨時代理を行い、同条第2項に基づき報告するものでございます。

具体的には、昨年8月の定例会でご説明いたしましたとおり昨年10月1日から幼児教育・保育が無償化されたことに伴い、本城幼稚園の給食費のうち主食費を除く副食費を助成するため国の制度が改正されました。

今回、伊佐市ではそれ以外のものにつきましても、市の単独補助ということで、この部分につきまして要綱を定める必要がありました。

そこで、要綱の成文化作業を行ってございましたけれども、これが遅れておりまして、申し訳ございませんでした。

今回、内容を整理いたしまして、運用が10月1日からということでしたので、報告という形にさせていただきます。

4ページをお開きください。

第1条趣旨でございますけれども、「国の基準に基づき伊佐市立幼稚園設置条例に規定する幼稚園において、」これは本城幼稚園のことですが、「当該保護者が支払うべき食事の提供、副食費の提供に限る、に要する費用、」これが副食費のことですけれども、「副食費を助成することにより、その保護者の経済的負担を軽減するため必要な事項を定めるものとする」としております。

第2条助成の対象者と、第3条助成の範囲及び額につきましては、別添の資料1をご覧ください。

昨年8月の定例会で使用した資料になります。おさらいの意味でございます。

副食費は縦の囲みの食材料費の肉、野菜、魚などと、それと本城幼稚園の場合は牛乳ということになります。真ん中の米印で書いておりますけれども、免除対象分と書いておりますが、これが助成対象分とイコールでございますけれども、主食以外の副食費、いわゆる食材料費プラス牛乳代金ということになります。

また、対象者につきましては、下の3) 1号認定こどもというのがございますけれども、この表の中の網掛け部分でございます。国の対象とならない市独自の助成対象ということがこの網掛け部分の濃いところでございます。具体的には、第4階層の第1子、第2子及び第5階層の第1子第2子については、国の助成がございませんけれども、市の方で単独助成をするということでございます。白抜きのところも合わせまして、全て子どもたちに副食費の助成をするという形になります。

4ページに戻っていただきまして、第3条第2項でございますけれども、副食費の額は、給食センター運営委員会にて決定した食事提供に要する費用のうち副食費の額とするとしてございます。

第4条以下につきましては、手続き関係になりますけれども、内容をご説明いたしますが、保護者が助成の申請を行い、市が助成決定の後、助成決定した額につきまして委任を受けた幼稚園長が市に請求をいたしまして、市扶助費として受領をいたしまして、給食センターに市が支払うという仕組みになっております。

6ページになりますけれども、附則としまして、先ほどご説明しましたとおり、この告示は、令和元年10月1日から施行するとさせていただきます。

7ページから11ページにかけましては、今お話をしました手続きの様式になります。

以上でございます。

(教育長)

はい。ただいま説明がございましたけれども、実質的にはもう実施しているのですが、要綱を作っていなかったということで、後追いの形になりますが、こうして形を整えるということでございます。

ただいまの説明について、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(全員)

はい。ありません。

(教育長)

はい。質問、意見ないので、報告第6号「伊佐市立幼稚園副食費助成実施要綱の制定について」は、承認ということでよろしいでしょうか。

(全員)

はい。

(教育長)

報告第6号は、承認されました。

続いて、付議事件にはいります。

まず、議案第4号「伊佐市立学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する規則の制定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(万膳課長)

はい。議案第4号「伊佐市立学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する規則の制定について」を説明いたします。

定例会資料は12ページになります。

本件につきましては、伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則第11条第3号の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

まず、概要につきまして、別添の資料2でご説明いたします。

「教育職員の勤務時間の上限等に関する規定」という見出しになっております。

図式になってございます。

3月の臨時教育委員会で教育長からお話があったと思います。右側の国の動きとして文科省は、教育職員の業務量の適切な管理等に関するガイドラインというのを法的根拠のある指針という形で格上げを行いました。そのことにより左側の県の動きとしまして、県条例の「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例」略して「給特条例」と呼びますけれども、この改正と、歩調を合わせまして、教育職員のサービスを監督する市町村教育委員会では規則を制定し、内容を反映する必要がでてまいりました。

内容につきましては、下に書いてございます。在校等時間の上限としまして、

○ 1か月の時間外在校等時間について、45時間以内

○ 1年間の時間外在校等時間について、360時間以内

※ 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合は、1か月100時間未満、1年間720時間以内などがございます。

サービスを監督する教育委員会にて定めることにつきましては、2ページでございますけれども、県条例の第7条というところが今回改正追加となっております、その中に文書の最後になりますけれどもサービスを監督する教育委員会で定めるという条項が入っている関係で、市町村の教育委員会は定めなければならないということになります。

定例会資料13ページにお戻りください。

具体的規則条文でございますけれども、規則を条分化したものになります。

具体的には、第1条目的では「教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関し必要な事項を定めることを目的とする。」ということで、この条項が始まっております。

第2条第1項及び第2項では、先ほどご説明したそれぞれの時間を記載してございます。

また、14ページをお開きください。

14ページの第3号では、連続する複数月の平均超過勤務80時間、第4号では超過勤務45時間を超える月は年間6か月までと記載がございまして。

それから第3条では、「教育委員会の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。」としております。

これにつきましては、もう一度先ほどの資料1の3ページをご覧ください。

伊佐市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針で伊佐市の場合は別に定めるとしております。

「1 在校等時間から正規の勤務時間を除いた時間及び月数の上限について」では、規則で今読み上げた内容の解説的なことでもう少し詳しく記載をしております。

「2 教育職員の在校等時間」という項目のところでは、在校等時間の解説を4ページにかけて記載をしております。

「3 在校等時間の管理等」ということとございます。在校時間管理は、「ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測する。」それから、「その記録は5年間保存する。」など記録の取り扱いや管理の注意事項等を記載してございます。

「4 教育委員会及び学校長の講ずべき措置」という項目では、労基法の遵守や休息時間の確保、基準を超えたものに対する産業医、医師の対応、規則等の周知についてなど記載してございます。

以上でございます。

(教育長)

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

(永野委員)

一ついいですか。校外の職務として、PTA活動とか、子ども会活動とかありますが、休みのときが多いじゃないですか。今まで先生方は、職務できた人もいるし、そうでない人もいましたが、そういうのも厳格化されるのですか。

(教育長)

そうですね。その学校外であっても、部活動もそうなんですけれども、費やした時間はきちんと時間外の勤務として計算していくということです。

(永野委員)

PTAには教員も入っているから、自治会活動で子どもたちの発表などがありますが、担当地区の先生がそれを見たいということで行くのはどうなるのですか。

(教育長)

見に行くか、指導するかというのを勤務と考えるかということです。

(永野委員)

そういう校外の活動を指導としまえば職務になると思いますけれども、ただどうしているかということで見に行くということであれば、今までは職務ではなかったということですよ。

それを厳格化されると、見に行きたくても行けなくなるということになりますよね。

(教育長)

ある面ではそういうことが出てきますね。

(永野委員)

これでいいんでしょうかね。

学校内の残業とかというのは、適切な業務管理ということで打ち出したのでしょけれど、そういう社会性の部分まで、理解しなくて作ったのではと懸念しているんですけどね。

そういう意味でいくとタイムカードの場合は、対応ができないですよ。

(教育長)

そうですね。学校における在校時間はできるんですけどね。

(永野委員)

校外の場合は、活動をどうみるかということになってきますよね。それも先生の資質によりますけどね。どうなんですかね。

(教育長)

特にここでいっているのは、在校時間を厳格化しなさいとっております。

(永野委員)

先生によっては、休校中に家庭訪問ということで、児童生徒のところに数回訪問するといったときは、全部カウントされるということになる訳でしょう。

(教育長)

そうですね。勤務時間外でしたら、そうなります。

今年1年やってみると、色々なものが見えてきて、変わっていくのではないかなとも思っています。

(永野委員)

どこまでが仕事かという線引きが今までないままでそこに教育というのが発生していましたが、ぴしゃっと線引きを法律でされるとですね。

(教育長)

在校時間が非常に長いという面は、弊害でしたのでね。

(永野委員)

確かにそうなんですよ。

はい。わかりました。

(教育長)

はい。その他にございませんでしょうか。

はい。では、ご意見ないようですので、議決に入りたいと思います。

議案第4号「伊佐市立学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する規則の制定について」、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(教育長)

はい。ありがとうございました。

賛成多数ですので、議案第4号は議決されました。

次に、議案第5号、第6号、第7号、関連が非常に強くほぼ同じような内容でありますので、まとめて協議いただきたいと思います。議案第5号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について」、議案第6号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会要綱等を廃止する告示の制定について」、議案第7号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規程を廃止する訓令の制定について」をまとめて議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(万膳課長)

はい。資料は、15ページからになります。

まず、まとめる理由等をお話いたします。

先月の定例会におきまして、当初予算の説明のなかで、会計年度任用職員制度という新たな法制度により、現在、自治体で働く嘱託職員や臨時職員と呼んでいた臨時的任用の職員すべてを、来年度から会計年度任用職員に変えていくとの説明をさせていただきました。

現在まで、嘱託職員や臨時職員につきましては、その職務により規則、要綱及び規程によりそれぞれの規定、定めがありましたが、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」の施行に伴う別添で資料だけの説明になりますけれども、別添資料3の「伊佐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」、それから資料4「伊佐市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」が令和2年4月1日から施行されることに伴いまして、すべての会計年度任用職員が、この条例及び規則の適用となり、個々の業務内容につきましては、労働条件通知書に統一されるということになりました。そのため、現在の関係する規則、要綱、要領及び規程を今回廃止するものでございます。

また、この会計年度任用職員制度に関連する「地方公務員法及び地方自治法の一部改正」に伴い、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正」がございましたので、関係する規則の一部改正も今回含まれてございます。

それでは、具体的には、まず、議案第5号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について」でご説明いたします。

このなかには、2つのものが含まれております。

まず「伊佐市学校運営協議会規則の一部改正」になります。

別添資料の5をご覧ください。

「地方公務員法及び地方自治法の一部改正」に伴い、改正する法律が列記してございますが、その一つ右から9番目の枠を囲んだ部分になります。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正」と書いてございますが、これがございまして、それに伴いまして、裏面をご覧ください。

第4章第4節学校運営協議会が、第47条の6という条項から第47条の5に繰り上げられてございます。

そういうことで、定例会資料16ページにお戻りください。

このことによりまして、下段の方に※参考資料と書いてございます。

「伊佐市学校運営協議会規則」(目的)第1条「この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法留津第162号)第47条の6に規定する」とございますが、これを「第47条の5」ということで、条項を変えるというだけのことでございますけれども、これが先ほどいいました会計年度任用職員の関係でこういうのに影響が出てきているということでございます。

次に、二つ目としまして、16ページの上の方で、第2条というのがございます。

「伊佐市立学校給食センター臨時職員等就業規則の廃止」でございます。

先ほど冒頭でご説明いたしました伊佐市の会計年度任用職員の条例及び規則の施行に伴い、個別の規則を廃止するということでございます。

次に、議案第6号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会要綱等を廃止する告示の制定について」を説明いたします。

定例会資料は、17ページをご覧ください。

ここでは、廃止を行います要綱及び要領のところのみでございます。

具体的には、18ページをご覧ください。

小・中学校司書をはじめ、7本の要綱及び学習支援員設置要領、これが廃止となります。

それから、議案第7号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規程を廃止する訓令の制定について」を説明いたします。

定例会資料19ページをご覧ください。

ここでは、廃止する規程のみでございます。

具体的には20ページでございます。

外国語指導助手をはじめ、8本の規程が廃止となります。

以上でございます。

(教育長)

はい。ただいま事務局の方から説明がございましたが、会計年度任用職員については、市の方で一括して管理するというので、教育委員会で決めていたものはすべて廃止をしていくということでございます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、またはご質問等ないでしょうか。

では、ないようですので、議決に入りたいと思います。

議案第5号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について」、議案第6号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会要綱等を廃止する告示の制定について」、議案第7号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規程を廃止する訓令の制定について」、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(教育長)

はい。ありがとうございました。

賛成多数ですので、議案第5号、議案第6号、議案第7号は、議決されました。

次に、議案第8号「伊佐市学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(万膳課長)

はい。議案第8号「伊佐市学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」、ご説明いたします。

定例会資料は、21ページからになります。

本件につきましては、23ページをご覧ください。

23ページにありますとおり、様式の変更が主な理由になります。

伊佐市学校管理規則第5条では、「伊佐市教育委員会から児童生徒等を就学させるべき学校の校長に対する当該児童生徒等の氏名及び入学期日の通知は通知書（様式第2号）をもってする。」ことになっておりますが、いわゆる「キラキラネーム」などにみられる名前の読みの難しさを考慮するなど、伊佐市学校管理規則の様式第2号を変更するものでございます。

具体的には、別添の資料6をご覧ください。

新旧対照表でございます。

右側が改正後のものでございまして、一番下の囲みがございますけれども、左から3番目に児童生徒のフリガナ欄を設けてございます。

また、これに伴い全体の様式の内容も見直しまして、整理を行ってございます。

主なものは、フリガナ欄が追加されたというのが一番大きな変更でございます。

以上でございます。

(教育長)

はい。教育委員会から学校に通知をするその規則の中での様式を変えると、名前の読み方がわからないということが非常に多いということで、児童生徒名にフリガナをつけるということでございます。

一番右側の「児童生徒との関係」というところは、「子」となりますか。子どもからみた関係ですか。あるいは、親からみた関係ですか。これまでは、続柄となっていましたけど。

(永野委員)

これでいくと、親からみた関係ですから親ですよ。

児童生徒との関係ですから、「子」とか、「養子」とかということでしょう。保護者に対していつていることでしょう。

(全員)

「父」とか「母」とか、「祖父母」とか「同居人」とか・・・。

(永野委員)

その辺は、わかっておかないといけませんね。

人によっては、「長男」、「長女」と書くかもしれませんので。

(万膳課長)

教育委員会が書いて、学校に示すものでございます。ですから、教育委員会では統一されていると思います。学校教育課が統一したので、各学校に配布するということになります。

(永野委員)

今まで、続柄となると、「長男」、「長女」と書くはずなんですよ。

これは、児童生徒との関係ということで、左側に児童生徒の名前があるから、これに対して、「叔父」、「叔母」、「祖父母」かということで、そっちの方が大事なことですよね。どっちかといえね。

(教育長)

ということですね。

(永野委員)

結局今は、学校を越境じゃないけど、そういう子が多いから、余計にここは大事なところですよ。

(教育長)

そうですね。特に南永小学校などは、特認校ですので校区外から学校に通っていますからね。「祖父」、「祖母」とか書いた方がいいですよ。

はい。ありがとうございました。

では、ただいまの説明につきましては、その他ご意見、ご質問等ないでしょうか。

(全員)

はい。ありません。

(教育長)

ご意見、ご質問ないようですので、議決に入りたいと思います。

議案第8号「伊佐市学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(教育長)

はい。ありがとうございました。

賛成多数ですので、議案第8号は議決されました。

次に、議案第9号「伊佐市立学校給食センター運営要項の一部を改正する告示の制定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(万膳課長)

はい。議案第9号「伊佐市立学校給食センター運営要綱の一部を改正する告示の制定について」を説明いたします。

定例会資料は、24ページからになります。

本件につきましては、給食費の額の改定に伴い、所要の改正を行うものでございます。

現行の給食費は、平成26年4月に改定され、その後、児童生徒へのより良い給食の提供に努めてまいりましたが、近年の食材価格の高騰により、給食の栄養価や献立内容の維持が難しくなっております。子供たちに必要な栄養価を満たしながら、多くの食材や地場産物を使った安全・安心で栄養バランスの良い給食を安定して提供するために、令和2年4月から給食費を改定するものでございます。

具体的には、25ページになります。

第3条第1号で、児童、小学校教職員及び給食センター職員は、月額3,900円を月額4,100円に、同条第2号で、生徒及び中学校教職員は、月額4,600円を月額4,800円に、同条第3号で、幼稚園及び子ども発達支援センターの園児及び職員は、一食155円を一食160円に改めるものでございます。

なお、詳細は説明いたしません。参考としまして、給食費の改定についての別添資料も後ほどご覧ください。

以上でございます。

(教育長)

はい。今説明がありました給食費の改定ということで、参考資料の裏側に、近隣市町の状況がありまして、これらの町を平均するとちょうど伊佐市の金額になるような感じですね。

それから、学校給食運営委員会でもこのことを議論されたと思いますが、何か意見がございましたか。

(丸目所長)

はい。先日、運営委員会に諮りまして協議しましたが、特に金額の改定につきましての意見はございませんでした。

(教育長)

はい。学校給食運営委員会でも賛成ということになっているみたいですが、ご意見・ご質問等ございませんでしょうか。

(全員)

はい。ありません。

(教育長)

ないようですので、議決に入りたいと思います。

議案第9号「伊佐市立学校給食センター運営要綱の一部を改正する告示の制定について」賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(教育長)

賛成多数ですので、議案第9号は、議決されました。

次に、議案第10号「伊佐市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(万膳課長)

はい。議案第10号「伊佐市文化財保護審議会委員の委嘱について」を説明いたします。

定例会資料は、26ページからになります。

本件につきましては、任期満了に伴い、後任の伊佐市文化財保護審議会委員を委嘱するものでございます。

下段の条例抜粋をご覧ください。

この審議会は、第2条の所掌事務において「審議会は、教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議する。」となっております。

第3条組織では、委員は5人以内、任期は3年間となっております、今回は令和2年4月1日から令和5年3月31日となります。

このページの中ほどに名簿がございます。

東哲郎さんをはじめ、5名が再任となります。

以上でございます。

(教育長)

はい。現在の委員の皆様を再任するというところでございますが、ただいまの説明につきまして、質問、ご意見ないでしょうか。

(全員)

はい。ありません。

(教育長)

はい。では、議決に入りたいと思います。

議案第10号「伊佐市文化財保護審議会委員の委嘱について」賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(教育長)

はい。ありがとうございました。

賛成多数ですので、議案第10号は議決されました。

次に、議案第11号「伊佐市障がい者活躍推進計画（教育委員会）の策定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(万膳課長)

はい。議案第11号「伊佐市障がい者活躍推進計画（教育委員会）の策定について」を説明いたします。

定例会資料は、27ページでございますけれども、説明は、別添資料の7「伊佐市障がい者活躍推進計画（案）」で説明いたします。

1ページをお開きください。

I 策定にあたって、1 策定趣旨でございますけれども、障害者の雇用の促進等に関する法律の改正により、国及び地方公共団体が率先して障がい者を雇用する責務が明示され、障がい者活躍推進計画を作成することとされました。

「全ての障がい者が、その障がい特性や個性に応じて能力を有効に発揮できることを目指し、本計画を策定する。」となっております。

国・地方公共団体では、任命権者ごとに職員が10人以上の機関は策定する必要があり、教育委員会もその一つとなっております。

2 計画期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間となります。

3 周知・公表につきましては、ご覧のとおりでございます。

II 現状と目標、1 障がい者雇用率では、目標が2.5%で、伊佐市教育委員会の場合、常勤職員が39人となっております。令和元年6月1日現在において、常時勤務する職員が40人未満でありますので、法定雇用障がい者数は、1人に未満になります。2.5%かけると1人未満になりますので、雇用がないという課題と、今後、新規の職員の雇用確保に努めることなどの目標をここには記載してございます。

2 ページのIII 取組、1 推進体制の整備ということがございます。考え方では、PDCAサイクルを確立、全ての職員が障がい理解を深めていく重要性等を記載してございます。

取組内容では、(1) 障がい者活躍推進検討委員会の設置、(2) 障害者雇用推進者の選任、(3) 障がいのある職員の相談窓口の設定、(4) 障がい理解の促進、これらを掲載してございます。

2 職務の選定、考え方では、業務との適切なマッチングを図る必要性について記載をしてございます。

取組内容としまして、(1) 定期的な面談の実施、3ページになりますけれども、(2) 職務創出の検討について掲載してございます。

3 職場環境の整備、考え方では、安心して働けるための職場環境を整える必要性について記載をしまして、取組内容としまして、(1) 施設の整備と、(2) 定期的な面談の実施を掲載しております。

4 職員の採用、考え方でございますけれども、「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」等を十分に踏まえて対応する必要性について記載をしてございます。取組内容につきましては、(1) 障がい特性に配慮した選考方法、(2) 採用選考時の対応、そして、4ページになりますけれども、(3) 年次休暇の取得促進、(4) 人事異動における配慮を掲載しております。

5 その他としまして、取組内容(1) 優先調達等としまして、障がい者就労施設等への発注や物品等の購入について記載してございます。

なお、皆さんもご存じのとおり、市長部局も同じ計画を策定しておりまして、障がい者雇用率2.5%の雇用義務が課されております。

伊佐市教育委員会は、職員採用の人事権がございませんので、教育委員会の職員は市長部局で採用されまして、教育委員会部局へは出向辞令により勤務するということになりまして、教育委員会独自で雇用率を上げるということはなかなかできないわけでございます。先ほどお話ししましたように、10人以上の部署、任命権者ごとに計画を策定するということになっておりますので、一応計画は作りましたということになります。

以上でございます。

(教育長)

はい。ただいま事務局の説明がございましたけれども、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(永野委員)

いいですか。

(教育長)

はい。

(永野委員)

この障がい者というのには、当然、発達、精神障がい者も含めて、全部ひっくるめての障がい者という考え方でいいのですか。

(万膳課長)

はい。そうです。

(永野委員)

そうした場合、今、最後の方で職員採用の雇用率のことを言われましたけど、それとは別に自立支援法ができていますが、その人たちが自分の所でまかないきれない部分を、要するに、出張就労というの

もあるんですけども、そういうのもひっくるめて推進検討委員会の設置を教育委員会で行わなければならないのですか。

(教育長)

教育委員会では、できないんですね。

(永野委員)

できないでしょう。

(教育長)

はい。理念は、計画として教育委員会はもっていますが、実際には、市長部局が全部人事権をもっていますので、臨時的な職員も教育委員会は採用できません。

(永野委員)

真っ先に、公共関係の雇用率を上げようということについては、県等でもいっております。そのことと、障がい者全体の今後の雇用支援というのを窓口として実施していきましようという指針なんですよこれは。

(万膳課長)

これはですね、市の職員採用がございます。

(永野委員)

これは、市の職員採用だけに絞っているのですか。

(教育長)

正規・非正規職員でしょう。

(万膳課長)

はい。市に雇用される正式職員と、会計年度任用職員です。

(永野委員)

そのための指針、それならわかりました。

(万膳課長)

先ほど申し上げましたように、その他のところで色んな物品調達とかというのを、障がい者就労施設等から、できるだけ購入する。あるいは、教育委員会で発注しているものとかですね。

(永野委員)

そういった全体のことを、行政が率先して自立支援等やっているところを活用しましょうとかあるわけですよね。そうしたものを検討する推進委員会なんですかというのを聞いているんです。雇用のための計画なんですか。

(万膳課長)

おおもとのところはですね。職員の採用です。

(永野委員)

雇用率が低いから上げなさいというのは、わかりました。

(万膳課長)

その他で、これに絡んで就労施設からの資材調達とか、そういうことも推進をしていきましようということですか。

(永野委員)

そうした場合に、教育委員会でこれをやるんですかということを知りたいんです。

これは、福祉になりますよ。

(万膳課長)

そこは、できる範囲でということで、予算の中で、作業や除草作業とか発注しておりますので、そういうのをもう少しひろげられないとか、自分の与えられた範疇で、予算の範囲内でできることからやってみようということですか。

(永野委員)

予算の範囲内というのは、わかります。

職員の雇用率を上げるという部分にしても、今言ったように人事権がないわけだから、それを教育委員会ですするというのもおかしい話、今度は、その他の部分で、今言う他からくるいろんなものを利用しましょうという推進は、教育委員会の中ではできるけど、これを市としてコントロールしてやりましょうというのを教育委員会でやるというのは、無理があるのではないですか。

(万膳課長)

はい。そうです。先ほどお話ししましたように、市長部局も同じものを作っております。

(永野委員)

統一したほうがいいのではないですか。

(万膳課長)

それがですね。任命権者ごとに作りなさいということなんです。

(永野委員)

福祉のことを、わかっていないのではないですか。

(万膳課長)

文面的にはですね、市長部局も全く同じような文面で作っております。ただ違いますのは、市長部局の方は人数が多いので、雇用率を上げないといけないんです。

(永野委員)

雇用率を上げるというためのことだけだったら、任命権者ごとにしなさいというのは、わかります。

「福祉のまち」という理念は、一般人もみんな理解しないとけないというのが、最終的な到達ですよ。そこをおいてすると、中途半端になるのではないですか。

教育委員会としては、どこまでどうするというのを作らないといけないということになりますね。

(万膳課長)

結局、市長部局が作ったのが全体に反映されて、例えば、障がいを持った方が、教育委員会に配属されれば1名になるし、配属されなければ、0%ということになります。ちなみに、他の部局がございませけれども、農業委員会部局とかですね。任命権者が違いますので、計画を作らなければならないのですが、職員が10人おりませんので、作らなくていいということになります。あと、議会事務局とか、監査委員会事務局とかですね。そこも、任命権者が違いますけれども、職員が少ししかおりませんので、作らなくていいと、10名がボーダーラインになっているようです。

(教育長)

この会計年度任用職員は、市長部局に人事権がありますので、教育委員会は権限がないわけですよ。

(万膳課長)

大きなところは、市長部局が握っております。

(教育長)

任命権もないわけですよ。図書館にも職員がいますが、彼女たちを任命する権利は教育委員会にはないですよ。契約は、市長部局が結ぶわけでしょう。

(万膳課長)

市長名ですよ。

(教育長)

市長名で、契約を結びますよ。

(橋本課長)

市長決裁をもらったあとに会計年度任用職員を決定しますので、市長の権限ですよ。

(教育長)

会計年度任用職員の人たちを、教育委員会に出向させるわけではないんですよ。

出向させているのかどうか、そこがよくわからないんですよ。

出向したら教育長が、指示ができるわけですけども。出向させていなくて、市長部局が握っている

のでしたら、指導も何もできない。

ですから、この計画は理念としてもっていいんですけども、実質何をすればいいかということですよ。今後の宿題にしてみましようかね。

(橋本課長)

図書館に、大口も菱刈も障がい者雇用ということで、入っていただいております。

ですので、教育委員会の業務において、障がいを持った方々がどういう仕事ができ、どういう配置ができるかというのを教育委員会で検討しないとできませんので、それに対する指針としては、私は有効なものだと思っております。

(教育長)

校務員さんもですね。

(永野委員)

今後考えられるのは、特別支援学校設置などの話があるのは、未就学児も含めて18歳未満が多いからなんです。けど、その子たちが将来全員市外にでるとは限らないし、市内に残ったときに、ものすごく増えると思うんです。それを担っているのかなとちょっと思ったんですけど。そうしたときに、その雇用率を上げなさいといったときに、軽度であればいいですけど、そうでない人は、約7割いるんですよ。だから、自立支援とかできてきてセンターでやりなさいと、そこも飽和状態になってきて、現実的には仕事を探しまくっているわけなんです。ないから。例えば、時給を下げているというのが底辺にあるわけなんです。そこも含めて、近い将来くるので、行政が中心になって、将来的に雇用を含めた福祉のまちにするという指針をもって、特別支援学校だけではなくて、子どもたちが大人になったときに、どう雇用するかということ。今、雇用が足りないから、いい指針なんです。だから、今でそのことを踏まえて、どうもっていくかということをしないと、ただ作りました。雇用率を上げますということだけの部分しか見えないから、だったらどこがやるべきかとかね、新しい課を作った方がまだいいと思いますよ。現実には、国から福祉の中で自立支援があつて、雇用を創出している団体がいっぱいあるんです。そこが今から先、事業がなくなっていくと、そこもみんなパンクになってしまいます。やっていけなくなるんです。ですから、いち早くこのことをにらんだ国の指針だと思うんですけど。そこをよくわかって作っていかないと、担当する人たちはわかってしないと、絵に描いた餅にならないようにしないといけないですよ。

(教育長)

そうですね。

(浅山係長)

ちょっとよろしいですか。

(教育長)

はい。どうぞ。

(浅山係長)

今、言われた同じ内容の話になるかもしれないですが、説明会に行ったときに、鹿児島労働局の担当の方が、今、現状として職業安定所のところに、精神・知的障がい者の方々がたくさんきていると言われていまして、そういう方々の職の行き先といいたいまいしょうか、採用ですね。その辺のことを考えてこういう障がい者活躍推進計画を作らないといけないというような話をされておりました。

(永野委員)

今、特別支援学級の子どもたちが多いということは、その子どもたちが大人になるということを想定しているということなんです。その時になってからでは遅いので、今からそういう施策をしないとイケないという布石もあると思っております。伊佐は特に「福祉のまち」ということで打ち出しているから、いち早くするという事は非常にいいことなんです。中身をもっと精選して、市長部局もうわべだけわかっていて、教育委員会部局や各部局でやりなさいということではなくて、おおもとでピシッと理念をもとに実施するという事をしないと、雇用率をあげるだけだったらいいですけど、軽度の

障がい者の方とか、身体障害者の方はいいですけど、今から先は、中・重度の障がい者が増えてくるんです。そこをどうするかということだと思います。説明があったのであればわかっているんじゃないかなと思います。それで聞いたのです。

指針としてこういうふうに取り組むということについては、悪くはないです。もうちょっと皆さんよく市長部局も含めて、今の現状とか実情を見られて勉強をして、力を入れて雇用不足というのを絡めれば、いい町になるような気がしますけどね。

(教育長)

これは、本当に本腰を入れて、研究をしてやっていかないと、これは本当に役所仕事ですよ。これはこれで理念としてはいいのかもしれませんが。実質的にどうなのかと。伊佐市は、障がい者が働く場所が非常に少ないと思っています。本当に特別支援学校を誘致しようというのであれば、そういうところから総合的に考えていかなければいけないと思います。この理念を本当に実態的にしていかなければいけないということは言えると思います。

はい。では、議決に入りたいと思います。

議案第11号「伊佐市障がい者活躍推進計画（教育委員会）の策定について」賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(教育長)

はい。ありがとうございました。

賛成多数ですので、議案第11号は議決されました。

次に、委員から提出された動議の討論等に入りますが、現在のところ前もって提出された動議はありませんが、何かございませんでしょうか。

(全員)

ありません。

(教育長)

はい。ないようですので、以上で討論等を終わります。

では、その他の件に入ります。県教職員の人事異動の件については先ほど申し上げましたので、また参考にしてください。

それから、文科省の方から出されていますように、ご存知のとおり「全国学力学習状況調査」、4月に実施予定でしたが、これは、延期となりました。中止ではないようです。（4月17日に中止が発表された。）

それから、先ほど申し上げました「伊佐市の学校教育の今後の在り方」ですが、すでに3月23日に他の市とは違いまして、伊佐市の学校は再開していますので、今、その流れの中にあります。ですから、部活動にしても、スポーツ少年団にしても活動はしてよいと。ただし、コロナウイルスに対応するような状況を作って、活動をしてくださいということでございます。

そして、4月6日の入学式については、通常どおり。ただし、コロナウイルスに対応しての入学式をして欲しいということで、各学校には、通知を本日出す予定でございます。

それから、4月当初に計画しておりました転入教職員の着任式、それから、管理職合同歓迎会、これについては中止ということで、すすめさせていただければと思っております。歓迎会の方は、校長会・教頭会の主催なんですけれども、管理職合同送別会を中止しましたので、中止ということになりました。教育委員会内においては、色々配慮しながらできていければと思います。転入教職員の着任式は、会場を閉め切ってしまう形の中で行ったりしますので、映像を使ったりしますから中止としていますが、各教員には、宣誓書を教育委員会に提出していただくということと、それから、伊佐錦とJAからの記念品がありますが、これは転入者には、教育委員会の方で届けていきたいと思っております。

その他、委員の皆様方から何かございませんでしょうか。

(全員)

はい。ないです。

(教育長)

ないようですので、これもちまして、令和2年第3回定例教育委員会を閉会いたします。

(浅山係長)

姿勢を正して下さい。一同礼。